

ドイツ社会民主党基本綱領委員会の 「挫折」1955～1957年

安野正明

はじめに

戦後の党再建期から、ドイツ社会民主党（SPD）にとって伝統的なマルクス主義的刻印の強い1925年制定のハイデルベルク綱領に代わる新基本綱領制定へ向けての模索は始まっていた。しかし、ゴータスベルク綱領と通称される戦後の基本綱領が制定されたのは1959年で、戦後14年の歳月を要したのである。

SPDの「伝統」との断絶を示し、戦後SPDの「党改革の頂点」¹⁾と評価されるゴータスベルク綱領は、1958年に実現した党組織改革と合わさって²⁾、1960年代に入ってからSPDの発展の土台となった。筆者はこのゴータスベルク綱領制定過程を詳細に検討し、それを戦後SPDの変化の中に位置づける作業を行っている。

この課題、すなわちゴータスベルク綱領制定過程の分析に際し、少なからぬ後続の研究が依拠しているハンス-ヨアヒム・マンの論文は、この制定過程を四つの時期に分けている。第1期は、1955年3月に「ゴータスベルク綱領の父」と呼ばれることのないヴィリ・アイヒラーを委員長にして基本綱領委員会が発足してから、1958年5月のシュトゥットガルト党大会で最初の基本綱領草案が提示されるまでである。

第2期はシュトゥットガルト党大会から1959年夏までで、この基本綱領草案をめぐる党内論議が行われた時期とされる。そして、第3期は党内論議を受けて1959年9月に新しい基本綱領草案（「第二草案」）が公表されるまでで、最後の第4期が「第二草案」公表から1959年11月にゴータスベルク綱領が採択されるまでである³⁾。

この時期区分は1955年3月に基本綱領委員会が正式に設置されて以後の展開のみを射程に収めている。が、実はその前に、具体的に言うと、1954年のベルリン党大会で採択された1952年行動綱領の改訂、特に新たに付された序文によって、マルクス主義的伝統から脱却したSPDの綱領的革新はすでに相当程度達成されていたのである。

なぜ、そのように言えるのか？1953年9月の連邦議会選挙敗北後の党改革論議を受けて、SPDの幹部会(Parteivorstand)はSPD系の学者グループに基本綱領制定のための理論的な準備作業を進めるように依頼していた。この要請を受けて、委任を受けた学者グループが集中的な討議を行った会議が、1954年4月12日から14日まで開かれた。開催地を冠してメーレム会議と呼ばれることになったこの会議には、「左派」のアーベントロートから「倫理的社会主義」のアイヒラーや「自由な社会主義」のヴァイサーに至るまで、党内の基本綱領をめぐる様々な潮流が学問的な議論を戦わせる場となった。

議論は紛糾したが、この会議の成果として掲げられた「メーレムの14テーゼ」⁴⁾は、アイヒラーやヴァイサーが提唱してきた綱領的革新、社会主義の主意主義的革新が、メーレム会議の主流となったことを意味していた。そして、この会議の成果を受けて、1952年のドルトムント行動綱領が改訂され、党の基本原則問題に関する序文(以下「ベルリン序文」と記す)が新たに付けられたのである。

「目的と課題」(Ziele und Wege)と題された「ベルリン序文」には⁵⁾、たとえば、「カール・マルクスやフリードリヒ・エンゲルス、フェルディナンド・ラッサール、アウグスト・ベーベルからクルト・シューマッハー、ハンス・ベクラー、エルンスト・ロイターに至るまで、党の偉大な先駆者たちを想起することは党の変わらぬ義務となるであろう」、「党は自己の本質や伝統を捨て去ることは決してないであろう」とあるように、党内の伝統主義者に配慮した文言も見受けられる。

しかしその一方で、この「ベルリン序文」には、「社会主義は常に課題

そのものである」「社会民主党は結党時の労働者政党から国民政党へと変化した」という、ゴードスベルク綱領の有名な言葉として紹介されることの少なくないテーゼがすでに刻まれていた。そして、「マルクスとエンゲルスは、前世紀に社会主義の科学的基礎を築いた。だがそれ以後、戦闘的社会主義の条件は根本的に変わってしまった。科学は自然や人間、社会の無限の可能性を切り開いた。他方あらゆる生活領域の組織化と技術化は、新しい隷属を生み出した。それらは人間の自由を脅かしている」と述べ、「人間の自由」を尊重する立場から20世紀が生んだ「新しい隷属」を克服することこそ、SPDの課題であるという位置付けを行った。

また、「搾取や抑圧のない新しい社会は、歴史の法則によってひとりでは我々の手にはいるのではない。我々は責任ある目的意識を持った行動によってのみ、より良い社会を戦い取ることができる」という「倫理的社会主義」の主張、すなわち、決断としての社会主義、社会主義運動の主意主義的革新の主張を明確に取り入れていた。このようなテーゼは、1947年のSPDの文化政策会議のツィーゲンハイン決議の精神であるが、党大会で採択される綱領的文書に刻むことには反発が強く、1952年のドルトムント行動綱領ではできなかったのである⁶⁾。

つまり、基本綱領委員会の座長となったアイヒラーをはじめ、戦後のSPD再建期から一貫して新基本綱領制定運動に熱心に取り組んでいた関係者は、1954年の一連の成果をもって基本綱領制定のための基礎的かつ理論的準備作業は終わったがゆえに、正式の基本綱領委員会設置後は、速やかに基本綱領を上梓できると楽観的であった。アイヒラーは、基本綱領委員会が活動を開始した時点では、1955年暮れまでには草案をまとめ、1956年のミュンヘン党大会で基本綱領採択を目指すというタイムスケジュールを立てていた⁷⁾。

ところが、われわれは基本綱領が想定されていたよりかなり遅れて、1959年11月に制定されたことを知っている。本稿では、なぜ遅れたかの説明を中心に、1955年の基本綱領委員会発足から1957年9月の連邦議会選挙

までの基本綱領制定過程を追う。多くの研究が指摘しているように、基本綱領だけではなく組織改革も含めて、SPDの党改革が促進され実現するのはこの連邦議会選挙におけるSPDの大敗後であるが、党改革加速化の前に、どのような問題と桎梏が基本綱領委員会をめぐって存在していたのかを、さしあたり本稿では確認したい⁸⁾。

1. 原則問題小委員会の成果と挫折

今でこそ、ゴードスベルク綱領とアイヒラーの名前は分かちがたく結びつけられているが、党内で圧倒的少数派であった「倫理的社会主義」に立つアイヒラーが基本綱領委員会の座長になったことは、当時は驚きをもって受け取られていたのである⁹⁾。これは、ロンドンでの亡命時代以来親しい関係にあったオレンハウアー党首の抜擢であった。

1955年3月26日に開かれた最初の基本綱領委員会全体会議でアイヒラーは、重要な問題は全体会議で決定するが、実質的討議は分野別に設置する小委員会で行うこと、ただし、さしあたりは小委員会の中でも基本綱領の構成や社会主義の原則問題を扱う原則問題小委員会を先行させることを決めた¹⁰⁾。

1955年6月4日の最初の原則問題小委員会¹¹⁾では、シューマッハー時代から基本綱領問題に深く関与していた大学教授のヴァイサーが、基本綱領の章立て構成について提案を行った。彼は生前のシューマッハーと基本綱領の構成について話し合い、その冒頭に「現代分析」(Zeitanalyse)を置くことで意見が一致していたという。エアフルト綱領をはじめとするSPDのかつての基本綱領は、理論的部分と具体的要求の二部構成であったが、「現代分析」はその理論部分に相当する基本綱領の最重要部分と位置づけられていた¹²⁾。

しかし、この小委員会は、アイヒラーやヴァイサーのような基本綱領問題に長年取り組んできた人々の意に反し、基本綱領の構成を決める以前の問題で紛糾した。「社会主義とは人間性の実現」であり、ラサール以後の

綱領では経済的な要素があまりにウエイトを占めすぎることになったことが批判されるべきと主張したクネーリングゲンに対し、「左派」のヴェーナーは「われわれには多くの人に対して擁護すべき過去がある」と反論し、基本綱領では労働運動の生成と歴史の変遷をまず語るのが義務であるという議論を展開した¹³⁾。

ヴァイサーは、原則問題小委員会に「ときたま来るだけの有力党員の耐え難い発言は、仕事の状況の誤った判断に基づいていた。彼らは、基本綱領委員会が立ち上がる前に達成されていた成果について、何も知らなかったのだ」と嘆いていたが¹⁴⁾、1954年の一連の成果をもって基本綱領制定準備作業が完了したというのは、一部の「基本綱領熱心党」の独りよがり過ぎであったのである。その成果は党内に浸透していなかったことが議論の進行とともに明らかになり、原則問題小委員会はアイヒラーらの期待に反し、冒頭から混迷の度を深めてしまった。

1955年9月9日の原則問題小委員会では、戦後社会における「階級」をどう把握するかという問題が主たる検討課題となった。ヴァイサーは「階級」の存在は認めながらも、戦後社会においては「ベルリン序文」で言及された「新しい隷属」、すなわち高度産業社会の形成や技術革新が生活・労働条件に与える影響など、現代の人間が「階級」を越えて関心を持つ問題の方がはるかに重要であると述べ¹⁵⁾、クネーリングゲンは「階級意識の消滅」という認識を基本綱領の前提にすべきであるとまで主張した¹⁶⁾。

「左派」のアーベントロートにとって、階級分析は基本綱領を単なる抽象理論にしないために必要不可欠であり、その結果、1954年のメーレム会議と同じような、決着の付かぬ激しいやりとりが繰り返されることになってしまった¹⁷⁾。こうして、原則問題小委員会は、ヴェーナーのような実力者は欠席することの多い、学者中心の討論会になっていった。

このような中であって注目されるのは、1956年1月21日に開かれた原則問題小委員会であった。ここでは、座長のアイヒラーと同じくネルゾン¹⁸⁾を師と仰ぐグレーテ・ヘンリーヘルマンが「状況分析における価値分析」

と題して報告を行い、模索されていた基本綱領における「社会主義の基本的価値」について方向付けが試みられた。

ヘンリ-ヘルマンは、純粹に客観性や一般妥当性を要求するネルゾンの哲学的基礎付けを必ずしも戦後は共有していなかったが、彼の倫理学研究の成果に依拠して「自由、公正、平和」の三理念を基本綱領の前提となる基本的価値として提示した¹⁹⁾。ゴードスベルク綱領につながってゆく「社会主義の基本的価値」の原型は、ここで提示された。

しかし、この三つの理念それ自体は否定する理由がなくとも、それがあまりに一般的でありすぎて、「社会主義の基本的価値」としてはいかがかという懸念が表明された。さらに、基本的価値の哲学的基礎付けの領域に立ち入ると様々な基礎付けが可能で、いくら議論を重ねても一致に至るのは不可能に近いという諦めが小委員会では支配的になっていった。そして最終的に、「社会主義の基本的価値」については、内容それ自体において一致できる価値の追求に限定し、その哲学的基礎付けは基本綱領においては断念することになったのである²⁰⁾。

このことは留意すべきである。というのは、アイヒラーの回顧に従えば、もともと基本綱領制定にあたって彼がこだわり模索してきたのは、一般的に合意可能な価値についての哲学的基礎付けを打ち立てて、それを基本綱領の基盤とすることだったからである。しかし、メーレム会議から原則問題小委員会に至る論争を経て認めざるを得なかったことは、基本的価値の基礎付けについては一致できないという認識と諦めにおいてのみ、関係者の一致が可能であるということであった。この現実を最終的に受け入れることは、アイヒラーにとっては挫折を意味しており、かつてのような基本綱領を制定しにくい時代が訪れたという嘆きをアイヒラーに与えていた²¹⁾。

1956年4月9日の原則問題小委員会で、もともと基本綱領草案を提示したいと考えていたミュンヘン党大会が近づいても、アイヒラーは議論してきたどの点についても不満足で、まだ基本綱領委員会全体会議に小委員会の成果を提示できる状態にはないと述べざるを得なかった²²⁾。彼は何と

か議論を前進させようとし、基本綱領の先頭に置かれ、基本綱領の骨格にして土台であると位置づけられていた「現代分析」について話し合うことにして、「現代分析」のたたき台となる報告をフリッツ・ボリンスキーに依頼した²³⁾。

ボリンスキーはいったん承諾したものの、報告の準備をしてゆくうちに課題の困難に圧倒され、5月25日の原則問題小委員会の直前になって、報告はできないと連絡をして会議を欠席してしまった。彼は基本綱領の制定自体に懐疑的となり、現行の行動綱領の深化と改訂に限定すべきと考えるに至ったのである²⁴⁾。報告者の突然の「逃亡」によって、会議の議論が実り豊かになるはずはなかった。そして、これが最後の原則問題小委員会になってしまったのである。

2. 基本綱領委員会の「強いられた停滞」

原則問題小委員会の挫折を受けて、久方ぶりに基本綱領委員会の全体会議が1956年6月7日に開催された。これは前年3月の基本綱領委員会結成会議以来の全体会議であったが、基本綱領委員会の党内における位置づけを反映していたのか、アイヒラーを入れて案内が送られた33人のうち、出席は11人にとどまった。エルラー、ヴェーナー、クネーリンゲン、アルント、シエトレといった大物政治家の委員は、「日常の仕事」を優先したのか、ことごとく欠席していた²⁵⁾。

このような寂しい状況の中で、アイヒラーは原則問題小委員会の「成果」として6章からなる基本綱領の暫定構成案を示し²⁶⁾、哲学的基礎付けを放棄した「社会主義の基本的価値」として、ヘンリーヘルマンの示した「自由、公正、平和」に加え、第四の基本的価値として「連帯」を提案した。基本的価値として「自由」を掲げた場合、個人と共同体との関係をどう表現するのかという問題が残っていたが、「連帯」を基本的価値に追加することによって、自由主義秩序の中心に置かれる個人中心の価値に対抗する共同精神を強調できるというのが、追加の理由であった。

この会議で新しく示されたタイムスケジュールは、1年以内の1957年中頃までに最初の基本綱領草案を提示し、半年党内で討議、それを受けて修正と編集に三ヶ月程度を見込み、1958年党大会の二ヶ月前に最終草案をまとめて採択にもってゆきたいというものであった。そのため各小委員会に対し、遅くとも1956年8月15日までに活動を開始するようにアイヒラーは指示した。それまで、経済・社会政策小委員会（小委員長はヴァイサー）、世界政策小委員会（ヴェーナー）、秩序政策（Verfassungspolitik）小委員会（フリッツ・パウアー）、文化状況・教育小委員会（アイヒラー）の各小委員会は、原則問題小委員会が全体的指針を提示するのを待って、活動していなかったのである²⁷⁾。

1年以上待った末、確固たる指針が示されないまま四つの小委員会は慌ただしく動き始めたが、間もなく新たな障害が生まれ、基本綱領委員会の審議は停滞することとなった。特にヴァイサーが小委員長をつとめた経済・社会政策小委員会は、1957年5月10日まで会合を持つことさえできなかった。なぜか？

経済・社会政策小委員会は党幹部会付属の経済政策委員会（委員長はヘルマン・ファイト）および社会政策委員会（委員長はルートヴィヒ・プレラー）と重複・競合関係にあった。1957年は連邦議会選挙の年であった。党幹部会付属の二つの政策委員会が選挙の準備に集中して多忙を極めるようになると、この政策領域に関わる有力者は選挙重視の立場からこれらの政策委員会を優先し、同時に基本綱領委員会の小委員会で働くことは出来ないと言い出した。

また、党中央の政策委員会は自己の優位を主張し、基本綱領委員会によって政策の原則を決定されることを忌避し、選挙終了まで経済・社会政策小委員会の活動を自粛するように圧力をかけてきたのである。アイヒラーとヴァイサーは、このような困難な状況の打破のために色々な働きかけをしたが、党内の権限争い・委員会間対立は容易に解消しなかった。オレンハウアーは、アイヒラーやヴァイサーに理解を示してはいたが、彼らを特に強く支

援することもなく、見守るに止まっていた²⁸⁾。

かくして、1956年党大会の時点では基本綱領草案の作成期限を1957年選挙までにと修正したアイヒラーの基本綱領委員会は、1957年選挙が終わるまでは自由に活動することが許されない状況に追い込まれ、再び挫折を余儀なくされていたのである。アイヒラーは、またヴァイサーのような学者も、1954年の「ベルリン序文」で基本綱領制定の準備作業が終わったというのは、正しい情勢把握ではなかったことを悟らざるを得なかった。

党中央の少なからぬ有力政治家だけでなく一般党员の間でも、基本綱領委員会が発足する前に達成された成果は、アイヒラーやヴァイサーが期待するほど浸透してはいなかった。地域により一様ではないが、ヴァイサーが参加した南ドイツの党活動家の集会では、80%が1954年の改訂行動綱領の「ベルリン序文」を知らず、彼は衝撃を受けていた²⁹⁾。

3. 「第二次産業革命」と SPD

1957年9月の連邦議会選挙まで基本綱領委員会が置かれていた状況を見ると、SPDの有力な政治家にとって、基本綱領問題は決して高い関心を持って臨む問題ではなかったことがうかがえる。忍耐強く基本綱領の理論的準備を積み上げてきたアイヒラーは、満を持して基本綱領委員会を立ち上げたつもりであったが、この二年余は挫折と失望の連続であった。

それは、一つには1954年の改訂行動綱領に結実した成果が党内に浸透していなかったからであるが、それだけでなく、基本綱領委員会の議論が、低迷していた1950年代のSPDを活性化するための、社会主義の将来に関わる刺激的な問題提起を行っていなかったことも、現実政治の第一線に立っている政治家を引きつけない理由の一つであった。

そのような事情をうかがわせるのが、1956年4月9日の原則問題小委員会にあてたクネーリングンの批判であった。彼によれば、現在のはかつてないほど基本綱領を制定することが困難な時代である。というのは、「第二次産業革命」と呼ぶべき、原子力エネルギーやオートメーションに代表さ

れる技術革新による社会構造全体の革命的な変動によって、かつて当然かつ基本的とされていた多くのことが過去のものになっているからである。

クネーリングンによれば、この「第二次産業革命」にどう対処するかはSPDの将来にとって死活の重要性があった。原子力時代の社会主義は戦前の社会主義とどう違わざるを得ないか、生産力が増大して貧困の追放という社会主義のかつての目標が初めて実現できる条件が生まれたと同時に、原子力によって人類絶滅の危険も生まれたという現代社会の二面性にどう対処すべきであろうか？これらの問題に有効な答えを出せるか否かは、社会主義の将来に関わる。にもかかわらず、これらの問題について本質的議論をすべき原則問題小委員会が、それをなおざりにしているのは遺憾である、というのが彼の批判の骨子であった。

クネーリングンは、目前に迫ったミュンヘン党大会で「第二次産業革命」とSPDについて基調演説をすることになっていたカルロ・シュミットを原則問題小委員会に迎えることを提案したが、アイヒラーは取り上げなかった³⁰⁾。そこで、基本綱領委員会の外から、クネーリングンは「第二次産業革命」問題をSPDの取り組むべき最優先課題として、現実の政策課題であると同時に戦後社会主義の基本的再吟味を迫る課題として提示することになった。

すでにクネーリングンは、1954年に「社会民主党大卒者活動連盟」(Arbeitsgemeinschaft sozialdemokratischer Akademiker)を率いてミュンヘンで講演活動を始め、1955年には「世界的影響力を持つ力としての原子力」をテーマに設定した。彼はこの年の11月に開かれたバイエルンSPDの党大会で、ヤコブ・克蘭ツという非党員の物理学者を基調報告者に招いた。州レベルの党大会とはいえ、基調報告を非党員の物理学者に依頼するというのは前例のないことであった。

原子力エネルギーにどう向かい合うべきかという問題をSPDは回避していないか、原子力エネルギーの平和利用を肯定しながら核廃棄物処理にかかるコストを把握していないことはいかかなものかと、原子力問題に対

する基礎知識の重要性を認識させつつ、原子力の可能性と危険性、それに対する政治の責任を論じたこの講演は党大会の参加者に感銘を与えた。

このバイエルン SPD 党大会の決議で、翌1956年に予定されていたミュンヘンでの SPD 党大会で「第二次産業革命」をテーマとして取り上げることが要請されたのである³¹⁾。クネーリングンは、シューマッハーと激しく対立したヘーグナーの後任として1947年からバイエルン SPD を率いていたが、ボンと協調しつつ、特に文化政策の分野で SPD 全体に自己変革を迫る刺激を与えていた。

ミュンヘン党大会で「第二次産業革命」について基調報告に立ったシュミットは、「第二次産業革命」によって「封建主義→資本主義→社会主義」という移行の必然性のテーゼは、最終的に過去のものになったと主張した³²⁾。そして彼は、二つの産業革命の違いを、かつての産業革命が工場の中に機械を持ち込んだのに対し、「第二次産業革命」は工場そのものをオートメーションに変えてゆくことに見た。「第二次産業革命」は人間の労働を機械で置き換えることにとどまらず、人間の頭脳を機械によって置き換えるようになり、やがてオートメーションが管理し、操作する産業社会が生まれることもあり得ぬことではない。シュミットはオートメーションの影響が一部の工場にとどまると考えている人々に反対し、これは社会構造を将来根本的に変えるであろうし、誰もその影響から免れる者はないであろうから、SPD は対応を怠ってはならないと警告した。

コストの削減、生産過程の加速化、肉体労働力の不要化＝失業増大の危険、ブルーカラーとホワイトカラーの境界が曖昧になり、ブルーカラーがホワイトカラーに接近する形での大きな階層変化、労働時間短縮のチャンスが予想され、「第二次産業革命」の影響を SPD は多方面から検討すべきである。この認識においてシュミットとエルラーは一致し、この問題の先進国であるアメリカの労働運動の指導者と連絡を取っていると報告された³³⁾。オートメーションによって職場が奪われ、失業が増えるという懸念を、多くの労働者が抱いていた。しかし「第二次産業革命」に伴う社会変

革は不可避であるから、「合理化反対」を唱えるだけではSPDの未来はないと、クネーリングゲン、シュミット、エルラーは考えていた³⁴⁾。

基調報告を受けて討議が展開され、SPDの「第二次産業革命」に対する基本政策として公にされた党大会の成果が、「第二次産業革命決議」³⁵⁾と「SPDの原子力計画」³⁶⁾であった。「第二次産業革命」決議は、以下のような訴えを行った。

新しい巨大な規模のエネルギーの源となる原子力、従来は考えられなかった大量生産を可能にするオートメーション、科学技術の進歩によって新しい産業分野を開発してゆく電子機械が発展を遂げれば、様々な危険を伴うと同時に、歴史上初めて貧困と飢餓を追放する可能性をも開くであろう。150年前の産業革命は、生産力の上昇とともに人間に甚大なる犠牲を強いたが、今度は人権の尊重と民主的自己決定に基づいて変革を行わなければならない。そのために、科学技術の知識と政治的決断を万人の福祉のために結びつける必要がある。

「第二次産業革命」による新秩序は、精神の自由なくして考えられない。「第二次産業革命」の進行に伴って、技術、経済、政治の権力が集中する事態が予想される。強大化する権力のコントロールを適切に行うには、一人一人の政治判断力を養うための政治教育が一層重視される。政治教育は、民主主義の運命を左右する重要課題である、と。「第二次産業革命」決議は、階級闘争については一言も触れていないが、「第二次産業革命」問題に取り組むことを、「隷属からの人間の解放」のために努力していた従来の社会主義運動からの逸脱とはとらえなかった。

「第二次産業革命」決議の後半では7項目の要求が掲げられたが³⁷⁾、これはクネーリングゲンや、後にミュンヘン市長を経てSPD党首になるフォーゲルを中心とする「社会民主党学士活動連盟」が準備したものであった。

次に「SPDの原子力計画」という党大会決議は、党幹部会に設置された原子力エネルギー委員会が案を作成した。ドイツではナチズム時代に亡

命した科学者が多く、そのため原子力の研究に後れをとっているという危機感があった。その遅れを取り戻し、かつ、原子力研究と福祉の増進、民主主義の定着を結びつけることが課題と意識されていた。そのため、選出方法、機能、待遇など具体的条件を含めてドイツ原子力委員会の設置を提案し、核燃料の危険性に鑑み、核燃料管理機関を連邦法で設置することを求めた。

また SPD によれば、連邦政府、特にエアハルトの指導する経済省は個人の私的なイニシアティブに大きく依存する経済政策を原則とし、原子力への集中投資でさえも国家統制的経済政策と消極的であった。巨額の資金を要する原子力研究のためには国家による財政的配慮が必要で、アデナウアー政権のこの問題に対する消極的な姿勢は改められるべきであると SPD は主張した。

ミュンヘン党大会で課題は提示された。しかし、その課題を実現するための具体的手段、特に財源をどうするかという問題が残っていた。「第二次産業革命」への対応を考えるに際しての困難は、予算と西ドイツの国家組織にあるクネーリングンは指摘した。すなわち、学問・研究・教育に関わる「文化主権」を有するのは西ドイツ基本法においては州である。よって、原子力エネルギーやオートメーションの研究も基本的には州の問題となるが、州単位では資金も組織力も限界があり、時代の要請する課題に対応できないのは明らかであった。

しかし、だからといって文部省を連邦政府に設置することは、連邦主義の根幹を揺るがしかねず、反対であった。すなわち、「第二次産業革命」への対応が容易でなく、かつ重要であるのは、この問題が西ドイツの憲法に内在する構造的要因と関わっているからであり、対応を誤れば連邦主義の危機につながりかねないと、バイエルン人であるクネーリングンは認識していた。これに関して、ミュンヘン党大会では「連邦と州の協調」という類の表現が繰り返し聞かれたが、財政調整の具体案にはこの党大会では踏み込めなかった。

この難問に取り組むため、党幹部会、連邦議会議員団、州議会議員団が一堂に会する政策会議が1956年12月7～8日にデュッセルドルフで開催された。この会議は「精神の動員」(Mobilisierung des Geistes)という、いささか仰々しい名前を付けられたが³⁸⁾、このような努力はクネーリングゲンを中心にして一過性のデモンストレーションに終わることなく、1958年10月には「Z計画」(Plan Z)と通称される、SPDの包括的な文化政策として集大成されてゆくのである³⁹⁾。

おわりに

アイヒラーやヴァイサーをはじめ、戦後間もなくからSPDに新しい基本綱領を与えることを使命としていた人々にとって、1954年段階で基本綱領早期制定に向けての準備作業は、党幹部会の管理の下で終わっていた。しかし、その理論的成果は、一般党员や「日常の政策課題」に忙殺されている少なからぬ有力政治家には浸透していなかった。

また、経済政策や社会政策を中心に、基本綱領委員会と扱う問題が競合せざるを得ない党幹部会付属の政策委員会との対立は深刻で、往々にして後者は前者に対する優位を主張して、その自由な活動を阻害した。

加えて、基本綱領委員会自身にも、学者の討論会と敬遠し、基本綱領問題に関心を寄せていなかった人々を引きつける活動、社会主義の未来を見据えた斬新で具体的な問題提起を行う姿勢に乏しいところがあった。

それを示すのが、ここで取り上げた「第二次産業革命」に関する一連の動きであった。そこでは「日常の課題」だけでなく、社会主義政党の将来に関わる重要な課題、つまり、本来は基本綱領委員会が取り組むべき問題も提起されていた。しかし、基本綱領委員会は、クネーリングゲンが批判したように、「第二次産業革命」に対して敏感に反応しなかった。従って、「第二次産業革命」をめぐる全党的な議論の高揚と基本綱領委員会の活動を連動させ、それを追い風に基本綱領制定の機運を高めることはできなかった。ヴェーナーは早々と基本綱領委員会を見限っていたが、クネーリングゲン

のような、ヴェーナーとは異なったタイプの有力政治家もまた失望して遠ざかっていった。

しばしば、アデナウアー政権の前に SPD は1950年代を通じて守勢に立たされていたと言われる。外交面については、確かにその通りである。1955年に西ドイツの主権回復、再軍備、NATO加盟が実現し、アデナウアー外交が成果を上げるに伴い、シューマッハー以来の SPD の外交政策はますます矛盾を深め、この分野で SPD が攻勢に立つのは困難になった。

しかし、内政面ではいささか事情を異にしていた。ミュンヘン党大会での「第二次産業革命」論議、その後の「精神の動員」政策会議をはじめ、短期的には顕著な得票増にはつながらなかったが、1956年は SPD が内政面での新展開によって「攻勢」に立った年であったと言うべきである。ただ問題は、その「攻勢」を基本綱領論議の活性化に結びつけられなかったことであった。1956年は SPD にとって内政面での「革新の年」であったが、基本綱領委員会は停滞に陥った年となり、基本綱領制定のめどが立たぬまま、連邦議会選挙の1957年を迎えることになったのである。

そして、選挙が近づくと、選挙で掲げる政策（選挙綱領）が基本綱領委員会の活動によって制約されることを嫌う党内の様々な勢力の圧力を受け、基本綱領委員会は自由に会議を開くことがままならない状況に追い込まれていた。つまり、1957年9月の連邦議会選挙が終わった時点では、満を持しての発足後2年半を経過していたにもかかわらず、基本綱領委員会は意気消沈の中にあり、とても基本綱領草案を提示できる状況にはなかったのである。

凡 例

1. 本論文で用いる未刊行史料は、ドイツのボンにある Archiv der sozialen Demokratie der Friedrich-Ebert-Stiftung (Godesberger Allee 149, 53175 Bonn) に所蔵されている。個別の注には AdsD と略記する。

書簡については、差出人、an に続けて受取人、日付の順序で記した。

2. 引用史料・文献の略記

- ・ AdsD 所蔵の会議議事録の注表記について。個々の議事録の上書きタイトルの書き出しは、Protokoll とあったり、Kurzprotokoll とあったり、いきなり Sitzung で始まっていたりと様々であるが、本論文では便宜上、AdsD 所蔵の SPD 諸機関の会議議事録を注記する場合は、書き出しを Prot. Sitzung という略記に統一する。
- ・ SPD の党大会議事録については、Prot. des Parteitages der SPD の後に、開催年を記して注記する。

注

- 1) Kurt Kltozbach, *Der Weg zur Staatspartei*, Berlin/Bonn, 1982, S.598.
- 2) 拙稿「ドイツ社会民主党1958年党大会における組織改革の決定過程」『現代史研究』46（現代史研究会）2000.12., 1～19頁。
- 3) Hans-Joachim Mann, “Das Godesberger Programm als Ergebnis innerparteilicher Willensbildung,” *Geist und Tat*, Hefte 4/1969, S.231.
- 4) メーレム決議については *Die Neue Gesellschaft*, Juli/August 1954, S.62ff.
- 5) Dieter Dowe/Kurt Klotzbach (Hrsg.), *Programmatische Dokumente der deutschen Sozialdemokratie*, Bonn, 1990, S.303f.
- 6) 以上のこと、詳しくは拙稿「戦後ドイツ社会民主党における『倫理的社会主義』と『自由な社会主義』」『社会文化研究』第24巻, 1998年, 63～112頁。
- 7) Mann, *a. a. O.*, S.232. Helmut Köser, “Die Kontrolle der wirtschaftlicher Macht: Heinrich Deist und das Godesberger Programm,” *Aus Politik und Zeitgeschichte*, B14/1974, S.9.
- 8) 基本綱領委員会発足からゴードスベルク綱領採択まで、1955～1959年の基本綱領制定過程を実証的に分析する仕事を行っているが、この5年間の全過程を詳細に分析するとかなりの枚数にのぼる。よって、本稿は

1957年連邦議会選挙までを扱い、その後の展開は別稿を用意している。なお、1954年までの戦後 SPD 基本綱領問題に関し、これまで発表してきた拙稿は、注5に挙げたもの以外は、以下のとおりである。「1950年代前半のドイツ社会民主党の危機」『社会文化研究』（広島大学総合科学部紀要II）第21巻、1995年、105～157頁。「シューマッハー時代のドイツ社会民主党の基本綱領制定運動」『社会文化研究』第22巻、1996年、167～185頁。

- 9) Thomas Meyer, “Willi Eichler-Vater des Godesberger Programms,” *Die Neue Gesellschaft/Frankfurter Hefte*, November 1991, S.1048f.
- 10) Köser, *a. a. O.*, S.241.
- 11) 出席者はアイヒラー、アガルツ、グノイス、ローマル、クネーリングゲン、リティッヒ、ヴェーナー、ヴァイサーであった。欠席者はボリンスキー、アーベントロート。この小委員会は「倫理的社会主義者」アイヒラー、「自由な社会主義者」ヴァイサー、後には SPD を除名されてゆく「左派」のアガルツとアーベントロート、党内実力者としてヴェーナーとクネーリングゲンを配置していた。Prot. Sitzung des Unterausschusses “Grundsatzfragen” der Programmkommission, am 4.Juni 1955, Bl.1, Nachlaß Heinrich Deist 39, AdsD.
- 12) Ebenda, Bl.6f. ヴァイサーの基本綱領構成案は、「現代分析」「具体的要求の基礎となる価値や原則」「他の秩序・制度との論争」「目標実現のための手段と方法」の4章からなっていた。
- 13) Prot. Sitzung des Unterausschusses “Grundsatzfragen” der Programmkommission, am 4.Juni 1955, Bl.2ff, Nachlaß Deist 39, AdsD.
- 14) Weisser, an Ollenhauer, am 17.Oktober 1957, Bestand Ollenhauer 387, AdsD.
- 15) Prot. Sitzung des Unterausschusses “Grundsatzfragen” der Programmkommission, am 9.September 1955, Bl.2f, Nachlaß Deist 39, AdsD.

- 16) Ebenda, Bl.8f.
- 17) Ebenda, Bl.10f.
- 18) アイヒラーが私淑した、ゲッティンゲン大学の哲学者ネルゾンについては拙稿「戦後ドイツ社会民主党における『倫理的社會主義』と『自由な社會主義』」, 66～83頁。
- 19) Grete Henry-Hermann, Thesen zum Referat: “Wertvorstellungen in einer Situationsanalyse,” Beilage zum Protokoll der Sitzung des Unterausschusses “Grundsatzfragen” der Programmkommission, am 21.Januar 1956, Bl.4, Nachlaß Deist 39, AdsD.
- 20) Prot. Sitzung des Unterausschusses “Grundsatzfragen” der Programmkommission, am 21.Januar 1956, Bl.1, Nachlaß Deist 39, AdsD.
- 21) Prot. Sitzung des Unterausschusses Wirtschafts- und Sozialpolitik der Programmkommission, am 26.Oktober 1957, Bl.1, Nachlaß Willi Eichler PV/Pr 1955-58, AdsD.
- 22) Prot. Sitzung des Unterausschusses “Grundsatzfragen” der Programmkommission, am 9.April 1956, Bl.2, Nachlaß Deist 39, AdsD.
- 23) Ebenda, Bl.5.
- 24) Prot. Sitzung des Unterausschusses “Grundsatzfragen” der Programmkommission, am 25.Mai 1956, Bl.1f, Nachlaß Deist 39, AdsD.
- 25) Prot. Sitzung der Programmkommission, am 7.Juni 1956, Bl.1, Nachlaß Eichler PV/Pr 1955-58, AdsD. 欠席したエルラーは、1956年5月3日にオレンハウアーに手紙を書き、議員団でも党本部でも関わっている委員会はすでに多く、多忙と加重負担を理由として、基本綱領委員会の委員を辞任したいと申し出ていた。エルラーは、他の委員会を辞して基本綱領委員会に関与するつもりはなかった。(Erlar, an Ollenhauer, am 3.Mai 1956, Bestand Ollenhauer 208, AdsD.)
- 26) Prot. Sitzung der Programmkommission, am 7.Juni 1956, Bl.2, Nachlaß Eichler PV/Pr 1955-58, AdsD. 6章の構成は以下の通り。「社

会主義的問題設定を伴った現代分析」「社会主義の基本的価値」「基本的要求」「様々な社会秩序に関する議論」「社会主義の伝統やこれまでの綱領とのつながり」「われわれの目標・要求を実現するための手段と方法—社会主義社会の姿」

- 27) Ebenda, Bl.11f.
- 28) Weisser, an Ollenhauer, am 17.Oktober 1957, Bestand Ollenhauer 387, AdsD.
- 29) Weisser, an Ollenhauer, am 1.Januar 1958, Bestand Ollenhauer 228, AdsD.
- 30) Prot. Sitzung des Unterausschusses “Grundsatzfragen” der Programmkommission, am 9.April 1956, Bl.1, Nachlaß Deist 39, AdsD.
- 31) Hartmut Mehringer, *Waldemar von Knoeringen. Eine politische Biographie*, München, 1989, S.381.
- 32) *Prot. des Parteitages der SPD 1956*, S.172.
- 33) Ebenda, S.175ff.
- 34) 清水慎三は「僕らが一番甘かった点は、技術革新や合理化への直視・検討の立ち後れということに出ている」と述懐している。清水慎三『戦後革新の半日陰—日本型社会民主主義の創造をめざして』（日本経済評論社、1995）、308頁。
- 35) *Prot. des Parteitages der SPD 1956*, S.353ff.
- 36) Ebenda, S.357ff.
- 37) Ebenda, S.354f. この7項目要求は以下の通りである。
1. 「第二次産業革命」の進行に伴って、どのような現象が起きているかを継続的に観察し、対応策について協議する研究会議の設置。特にオートメーションの導入に伴う諸問題を解決するための具体的提案を行う研究所を付属機関として設置する。
 2. 科学研究を奨励するための包括的計画の策定。
 3. 優れた才能を持つ者を伸ばすためのプログラム。奨学制度の充実。

4. 連邦と州との間で財政的な取り決めを行った上で、技術者養成に力を入れること。
 5. 「第二次産業革命」の諸条件に社会・経済秩序を適合させること。
具体的には、転職のための職業訓練、労働時間短縮、「文明病」を考慮しての健康管理・病気予防のための諸方策、等。
 6. 学校教育、市民教育、あらゆるレベルでの全国民のための政治教育の充実。
 7. 国際政治の分野では、ヨーロッパ研究共同体の樹立を目指し、イニシアティヴを取ること、等。
- 38) この会議の記録は、*Die Mobilisierung des Geistes: Unsere Aufgabe in der zweiten industriellen Revolution*, o. O. o. J.
- 39) Klotzbach, *a. a. O.*, S.431f.